

人工心臓管理技術認定士資格留保について

海外留学，病気その他認定委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき、本認定制度の適応は留保し、その期間は次期更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中には人工心臓管理技術認定士認定資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で合同認定委員会に申請しなければならない。

なお、留保期間は最長3年とし、1度更新をしたのちであれば再申請をすることができる。

但し、申請する際には下記書類が必要となる。

- 1) 海外留学の場合には留学証明書
- 2) 病気等の場合には診断書
- 3) 産休・育休の場合には、自施設の休職証明書等

また、3年間の間に更新申請を行う場合にはその年の申請期間内に必ず申請を行こととする。

2020年2月14日

4学会1研究会合同人工心臓管理技術認定士認定委員会